みよし市人事給与システム
再構築業務委託
仕様書

愛知県みよし市

Ⅰ　新人事給与システムの基本仕様

１　基本方針

（１）みよし市における新たな人事給与システム（以下「新システム」という。）は、地方公務員法その他の地方公務員の人事行政に関する法令及びみよし市における人事行政に関する条例、規則その他の規程等に基づいて業務を執行するシステムとする。

（２）新システムは、職員が容易に操作方法を習得でき、事務効率に繋がる操作性及び機能性に優れたシステムとする。

（３）新システムの業務範囲は、みよし市における次の種別の職員（以下「業務対象職員」という。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務並びに研修及び人事評価に関する情報の処理及び管理とする。

ア　職員（一般職の職員で常勤のもの及び再任用職員をいう。）

イ　特別職（特別職の職員で常勤のものをいう。）

ウ　一般非常勤職員（みよし市一般職の非常勤職員の取扱いに関する要綱第２条第２号に規定する者をいう。）

エ　臨時的非常勤職員（みよし市一般職の非常勤職員の取扱いに関する要綱第２条第３号に規定する者をいう。）

オ　議会議員

カ　納税推進員（みよし市納税推進員設置要綱に定める者をいう。）

（４）新システムは、平成 29 年 10 月１日から稼動するものとし、同日前にみよし市で行った新システムの稼動のために必要な業務の情報を備えていることとする。

２　適用業務の範囲

新システムの適用業務の範囲は、業務別仕様書（様式第６号）に示す既存業務の機能を網羅することとし、適用業務に関するシステムの運用に必要なハードウェアが調達されていることとする。

３　基本仕様

（１）新システムの要件

ア　人件費（給料、諸手当、賃金、共済費）の支出について、みよし市の財務会計システム（日立総合財務会計システム）と連携のとれる機能を有するシステムであること。

イ　個人情報の保護のために必要なセキュリティ対策が講じられたシステムであること。

ウ　システム開発及びカスタマイズ（修正・追加）の要否の決定に当たっては、みよし市の情報担当職員及び業務担当職員と豊富な開発経験を持つ業務に精通した業者側ＳＥとの間で十分な協議を行うこととし、当該協議において必要と認められたカスタマイズ（修正・追加）については、新システムに反映すること。

エ　新システムは、定められた期間内に納入するとともに、稼動前に操作説明などの教育研修を行うこととする。また、ユーザ向け業務別操作マニュアルを作成し、併せてヘルプ機能等を装備して操作方法がクライアント端末で確認できるよう考慮することとし、教育研修では当該マニュアルを教材に利用すること。また、業務別操作マニュアルは、目次を設ける等、容易に任意の業務に関する操作方法を探すことができる工夫をすることとし、業務別操作マニュアルの原本は、新システム稼働時までに納入すること。

　また、各業務担当がシステムを運用するにあたり、入力手順など正しくシステム運用するため業務別の運用マニュアルを作成し、新システム稼動時までに納入すること。

オ　新システムで必要となるライセンス等は、全て調達すること

（２）データ保持の要件

新システムの稼動後に作成されたデータは、稼動後５年間は保持できることとし、既存システムに保存してある人事・給与に関するデータは、業務対象職員の在職者及び退職者

のデータを可能な限り移行するものとする。また、これらのデータは、新システムのディスク内に保存するものとし、新システムにおいて検索、参照等の活用ができることとする。

なお、新システムのハードウェア構成には、上記要件を十分考慮するとともに、保持データ量が増えても十分なレスポンスを保つことができるようシステム構成全体を考えること。

（３）出力帳票

ア　帳票は、すべてレーザープリンタ、カラープリンタ又はドットプリンタで出力できるものとし、すべての帳票が出力前に印刷プレビューを表示させることを可能とし、プレビュー時には印刷枚数が確認できることとする。

イ　業務対象職員に支給する給与明細書は、帳票による配付のほか、データの配信、参照による方法により各支給対象者が入手できる機能を備え、かつその機能を稼動させることができる環境の整備について、みよし市における情報系業務システムとの連携が考慮されていることとする。

（４）バックアップ処理

データ及びシステムのバックアップ処理の自動化が可能であり、バックアップの時間変更などに職員が柔軟に対応できる仕組みを構築すること。

（５）各機器の機能要件

本仕様時点では下記のとおりとするが、導入業者決定後に双方で協議し、必要があれば整備拡充を行うこととする。また、下記の要件を満たすための各機器の設計、設定、及び設置に係る諸費用は、特に明示がない限り、新システムの構築費用に含めることとする。

ア　基本要件

（ア）機器については日本国内のメーカーが製造したビジネスモデルであり、これらの機器に確かな納入実績があり、操作性・機能性・経済性に優れ、信頼性の高い機器を採用すること。また、グリーン購入法に適合していること。

（イ）業務の追加や制度改正などを考慮して、導入後５年間は増設等の必要がない最適な機器を提案すること。

（ウ）新システムが問題なく円滑に稼働するための必要条件を満たすこと。

（エ）新システムで使用する機器構成は、100 ボルト電源に対応できるものとし、その電源は、みよし市が用意する（システム稼動に必要な全ての機器の消費電力容量を明記すること）。

（オ）複数の業務メニューをマルチ操作できるシステムであること。

（カ）ＯＳ、ミドルウェア、アプリケーションソフト等がソフトウェアのバージョンアップに対応すること。

イ　サーバの構成要件

サーバの種類、数量、ＯＳ・ＣＰＵ・メモリなどのスペックについては、導入業者の提案によるものとする。ただし、新システムの安定稼動を必須要件とし、次の要件を満たすこと。

（ア）ラックマウント型のサーバであること。

（イ）ディスク容量は、上記３（２）に示すデータ保持の要件の運用が可能な容量を確保すること。

（ウ）自動バックアップ機能を有すること。

（エ）停電時に安全に自動シャットダウンできること。

（オ）冗長化構成がとられていること。

（カ）サーバ機器の発熱対策が適切に講じられていること。

（キ）停電等の発生時にシステム全体の安全な縮退運転又はシステムの停止が可能な構成

とすることとし、新システムの全てのサーバ機器は、ＵＰＳを経由して電源を供給すること。

（ク）みよし市が用意する次の２台のサーバを利用することとし、不足する機器等について見積ること。

・サーバ１

	内容	型番	個数
1	PRIMERGY RX1330 M1 ラックベースユニット（2.5インチ/450W電源×1）	PYR1331R2M	1
2	Windows Server 2012 Standard(2CPU/2VM) インストール	PYBWPS2	1
3	OS基本導入(Windows Server 2012 Standard/システムパーティション100GB/ServerView Operations Manager)	PYBDK2004	1
4	Xeon プロセッサー E3-1220v3（3.10GHz/4コア/8MB)×1	PYBCP33EA	1
5	メモリ-4GB(4GB 1600 LV-UDIMM×1)	PYBME04VB2	1
6	RAID設定サービス(RAID1+0)	PYBAS10	1
7	SASアレイコントローラカード	PYBSR2L2	1
8	内蔵2.5インチSAS HDD-300GB(10krpm)	PYBSH301C6	4
9	内蔵DVD-ROMユニット	PYBDV121	1
10	高機能無停電電源装置(Smart-UPS SMT 1500RMJ)	PY-UPAR15	1
11	PowerChute Business Edition Basic v9.1.1	B5140R56C	1

・サーバ２

	内容	型番	個数
1	PRIMERGY RX1330 M1 ラックベースユニット（2.5インチ/450W電源×1）	PYR1331R2M	1
2	Windows Server 2012 Standard(2CPU/2VM) インストール	PYBWPS2	1
3	OS基本導入(Windows Server 2012 Standard/システムパーティション100GB/ServerView Operations Manager)	PYBDK2004	1
4	Xeon プロセッサー E3-1220v3（3.10GHz/4コア/8MB)×1	PYBCP33EA	1
5	メモリ-4GB(4GB 1600 LV-UDIMM×1)	PYBME04VB2	1
6	RAID設定サービス(RAID1+0)	PYBAS10	1
7	SASアレイコントローラカード	PYBSR2L2	1
8	内蔵2.5インチSAS HDD-300GB(10krpm)	PYBSH301C6	4
9	内蔵DVD-ROMユニット	PYBDV121	1

ウ　サーバの設置場所等

サーバは、みよし市政策推進部広報情報課電算室内の指定する場所に設置すること。

エ　クライアント数及び登録職員数

クライアント端末利用者数は50名とし、正職員500人程度を登録できるものとする。

オ　プリンタ

上記（３）アの要件を実現させるために必要な機器を提案すること。

（ア）カラープリンタ１台を用意すること。

（イ）トナーカートリッジ等は、メーカー純正品であること。

カ　その他

上記に示すもののほか、業務遂行上必要と思われる周辺機器について提案すること。

（６）セキュリティ対策

ア　個人情報を保護するために利用者のログイン認証を行い、アクセスログを必ず収集して解析内容が可視化できるシステムとすること。

イ　ウィルスソフトを有し、ウィルス定義ファイルは常に更新できること。

（７）貸与資料

新システム構築において必要となる業務データは、電子媒体又は紙媒体でみよし市から貸与する。貸与した業務データは、厳重に保管し、守秘義務を厳守の上、取り扱うこと。また、業務完了後は、返却又はみよし市の了承のもとに廃棄することとし、保守運用において当該データを保管することを禁止する。

４　業務アプリケーションソフトの基本要件

（１）安定性及び操作性について

画面構成・操作性・履歴管理等の仕組みが各業務に共通しており、常に安定した動作を保証するシステムであること。

（２）ソフトウェアのカスタマイズについて

国家公務員の人事行政に関する制度に対応できるシステムであることを原則とし、それらの制度改正が行われた際には、システム改修等を行うことにより、改正された制度内容に柔軟に対処できる性能を備えたものであること。また、地域の特性を考慮して、みよし市独自の内容である制度に対してもカスタマイズが可能なこと。

（３）適時処理形態

クライアントから照会・異動・作表等の処理が適時処理できるシステムであること。

（４）運用支援について

新システムを活用することにより職員が業務を支障なく遂行し、また、業務の効率化を図ることができるよう、システムの操作及び運用に関する支援を行うこと。

（５）情報の保護

ア　利用者のＩＤ・ＰＷを利用して、業務機能のアクセス制御を実施できるものとする。

イ　業務機能のアクセス制御は個人（ＩＤ）毎に利用できる業務機能が設定でき、また、その管理（権限の追加、修正、削除など）は、管理権限を有する職員が容易に管理できること。

ウ　業務対象職員の種別ごとに操作できる担当者のアクセス制御ができること。

（６）ＥＵＣによるデータ抽出機能について

ア　業務メニューに業務システムからのデータ抽出機能が用意されており、エクセル等のＯＡソフトでデータの活用ができること。

イ　業務システムからのデータ抽出機能も業務機能の１つとし、すべての利用者のＩＤで共通して利用できること。

ウ　データの抽出機能についてもアクセス制御ができるものとし、データ出力時に日時、操作した者等のログが残せること。

５　運用支援体制について

（１）導入時操作説明

新システムの導入時に次のとおり操作説明を行うこと。

ア　ハードウェアの機能及び操作方法の説明

イ　システムの機能及び操作方法の説明（200 人を対象とする。）

（２）稼働後操作説明

定期人事異動、定期昇給、給与改定、予算見積り、給与実態調査、年末調整等の１年度に１回程度の処理を基本とする業務については、新システム稼動後の最初に業務を処理する際に操作説明を行うこと。

（３）検査

新システムは、給与計算処理業務等の毎月定例的に行う業務の２回分以上の処理を旧システムと併せて処理を行い、同一の処理結果が得られることをみよし市が検査した後に本稼動させることとする。また、検査を行うために必要な機材等及び費用は、導入業者が準

備し、負担することとする。

（４）機器保守

新システムの機器に障害が発生した際は、Ⅲ３（２）ウに示す障害時対応の内容でサポートを行うこと。

（５）システム保守

ア　ソフトウェアの障害発生時には、担当ＳＥを迅速に派遣すること。またパッケージソフトに対してのバージョンアップ（機能追加等）が行われた際には、早急にその情報の提供及びその適用作業等を行うこと。

イ　ソフトウェアの障害対応、パッケージソフトのバージョンアップ等の保守については、リモートメンテナンスでの提案も可能とする。この場合において、リモートメンテナンスの実施のために必要な環境整備に係る作業及び費用は、新システムの構築の業務の範囲内として取り扱うこととする。

Ⅱ　提案書の仕様

原則として、新システムの提案に当たっては、この項及び添付資料の要件を満たすこととし、自由提案事項については提案する内容を詳細に記載すること。

１　提案者の会社概要

①名称②所在地③設立年月日④代表取締役⑤資本金⑥従業員数（うち人事給与システムに携わるシステムエンジニアの人数）⑦情報セキュリティマネジメントシステム等の取得認証についても記載すること。また、パッケージ開発元と提案者が異なる場合は、開発元に係る前記の概要及び提案者との役割分担を明記すること。

２　提案システムの基本的な考え方

提案するシステムの概要及び特長について記載すること。

３　提案ソフトウェアについて

（１）提案するソフトウェアの全体構成について記載すること。

（２）提案するソフトウェアの機能について記載すること。

４　提案ハードウェアについて

（１）提案する機器構成について図で示すこと。

（２）機器構成上の特長について記載すること。

（３）サーバについての機能説明を行うこと。

（４）クライアントについて機能の説明を行うこと。

（５）提案する機器についてその名称及び諸元を記載すること。

（６）リース期間後の機器（ソフト含む）の取扱いについて記載すること。

５　データ移行

データ移行の手法やスケジュール等について記載すること。

６　開発体制

開発時の体制及び役割について記載すること。（開発担当職員の現在の就業部局（就業場所）や開発実績等について詳細に記載すること。）

７　セキュリティ対策について

セキュリティ保護対策について記載すること。

８　他システムとの連携

みよし市の財務会計システム（日立総合財務会計システム）との連携方法について記載すること。

９　運用体制

（１）稼働後の運用体制について記載すること。（システム保守、機器保守等の保守項目毎に

保守体制について詳細に記載すること。また、システム保守担当職員が開発担当職員と異なる場合は、必ず明記すること。）

（２）事故発生時のサポート体制について詳細に記載すること。

（３）リモートメンテナンスを行う場合は、体制（通信回線種別及び接線構成等の資料を含む。）及びデータの管理について記載すること。

（４）導入時研修及び導入後フォロー体制について記載すること。

10　システム構築スケジュール

（１）システム構築を工程割りして全体スケジュールを示すこと。

（２）各工程の説明とその詳細スケジュールを示すこと（工程単位の作業について、みよし市提案者及び既存システム提供業者との役割分担を明確にすること。）。

11　その他（自由提案）

（１）その他、具体的な提案があれば記載すること。

（２）業務別仕様書（様式第６号）に記載した事項について、実行の可否（カスタマイズ実行可能とするものを含む。）についても回答することとし、実行可能なもの（カスタマイズによるものを含む。）は、すべて見積金額に算入すること。

Ⅲ　見積書の仕様

以下の項目について、平成 29 年 10 月を稼働開始予定としているため、同月以降の５年間等の費用見積りを次の区分ごとに提示すること。また、必要と判断される費用については、項目を明確に追加して提示すること。

１　共通事項

（１）リース契約可能な費目については、すべてリース契約（期間：５年等）としての金額を記載することとし、リース契約が不可能な費目は、それらすべての費目を分別して記載すること。（リース料率は 1.80％で見込むこと。）

（２）見積価格は、消費税を含んだ価格とし、できるだけ詳細かつ具体的に記載すること。

（３）見積価格は、提案内容評価の一部として利用するものであり、この見積価格が契約金額とはならないこと。

（４）見積書には、社名及び代表者名を記載し、押印すること。

２　イニシャルコスト

（１）ソフトウェア費用

ア　パッケージソフトウェア費用

（ア）業務ごとのソフトウェアの費用明細も提示すること。

（イ）クライアントライセンスが必要な場合は、業務ごとのクライアントライセンス費用を提示すること。（クライアントライセンスの最低数量に関する規定がある場合は、明記すること。）

イ　ソフトウェア導入費用

（ア）上記ア以外のソフトウェア費用をすべて含むこと。

（イ）業務別仕様書（様式第６号）を参照し、すべてのカスタマイズ費用を含むこと。（カスタマイズ対応できない場合は、必ずできない項目名を備考欄に記載すること）

（２）ハードウェア費用

ア　機器一式とせず、すべての機器について型番、数量、単価、合計金額を明記すること。

イ　提案後、機器導入前に新製品が発表された場合は、差し替えが生ずることがある。

３　ランニングコスト

（１）ソフトウェア保守費用

ア　瑕疵担保期間がある場合は、その期間を備考欄に記入すること。

イ　その他ソフトウェア保守に係る費用がある場合は、その内容を記入すること。

（２）ハードウェア保守費用

ア　無償保守期間がある場合は、その期間を備考欄に記入すること。

イ　その他ハードウェア保守に係る費用がある場合は、その内容を記入すること。

ウ　平日の８時 30 分から 17 時までの時間帯において障害が発生した場合は、即日に対応（ＯＳ復旧サービスを含む。）できる体制とすること。

エ　上記１（１）に含めて記載することも可能とする。

Ⅳ　審査

１　審査項目

審査は、以下の３項目により審査する。

（１）機能要件（業務別仕様書（様式第６号）に基づく評価）

（２）デモンストレーションによる審査

（３）見積書による審査

２　デモンストレーション審査

上記１（２）デモンストレーションによる審査は、デモンストレーションを基に、以下の５項目を審査する。

（１）提案システムの基本的な考え方（システムの充実度）

（２）システムの操作性、機能性

（３）システムの有効性

（４）システムの拡張性、他システムとの連携

（５）運用体制